

第3期小美玉市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

概要版

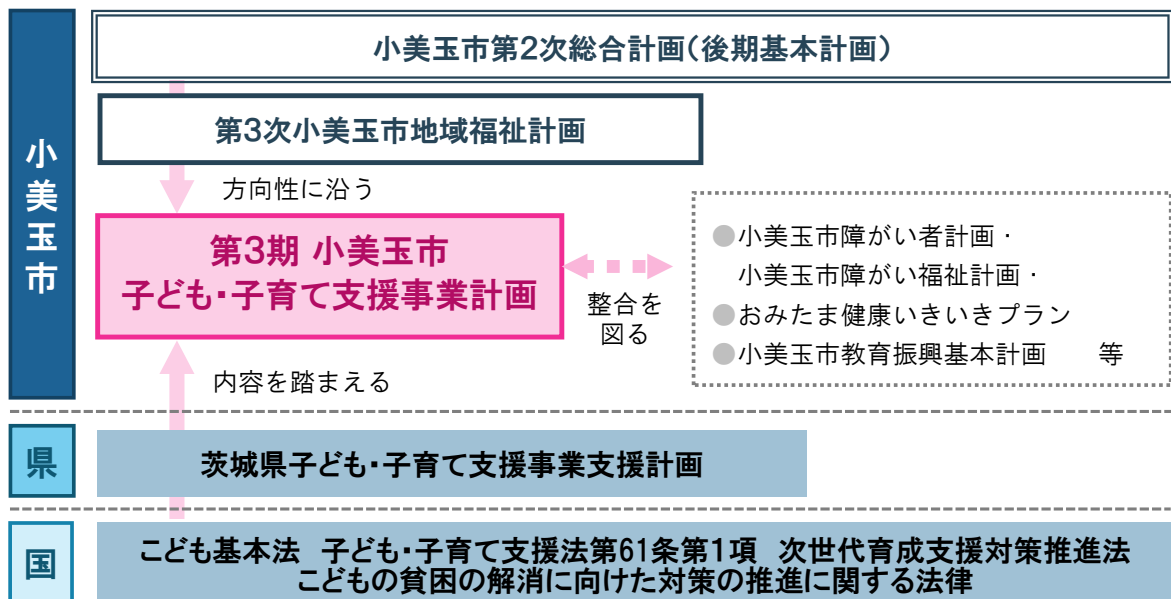
小 美 玉 市

計画策定の目的

本市では、平成 27（2015）年度に「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その5年後、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しを図ってきました。第 2 期計画が令和 6（2024）年度で計画期間を満了することから、引き続き小美玉市の子育て環境の充実に向けた取組を推進するために、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の 5 年間で計画期間とする「第 3 期小美玉市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 3 期計画」という）」を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた推進計画」の役割を内包するものとし、県のこども計画を踏まえ、市の各種計画等との整合・連携を図ったものとします。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期 5 年間の計画を策定します。



計画の基本理念

本計画では、ダイヤモンドの原石である“こども”が輝く未来を目指すものとして、子どもが心身ともに健全かつ生き生きと輝けるために、子どもを育てる父親、母親をはじめとする家族が笑顔になるようまち全体でサポートしていきます。さらに、生まれ育った地域が愛する故郷となり、将来も暮らし続けたいと思えるよう、自然豊かな環境や思いやりの心、友達や仲間を大切に、みんなが優しい気持ちで支え合えるまちづくりを目指します。

基本理念

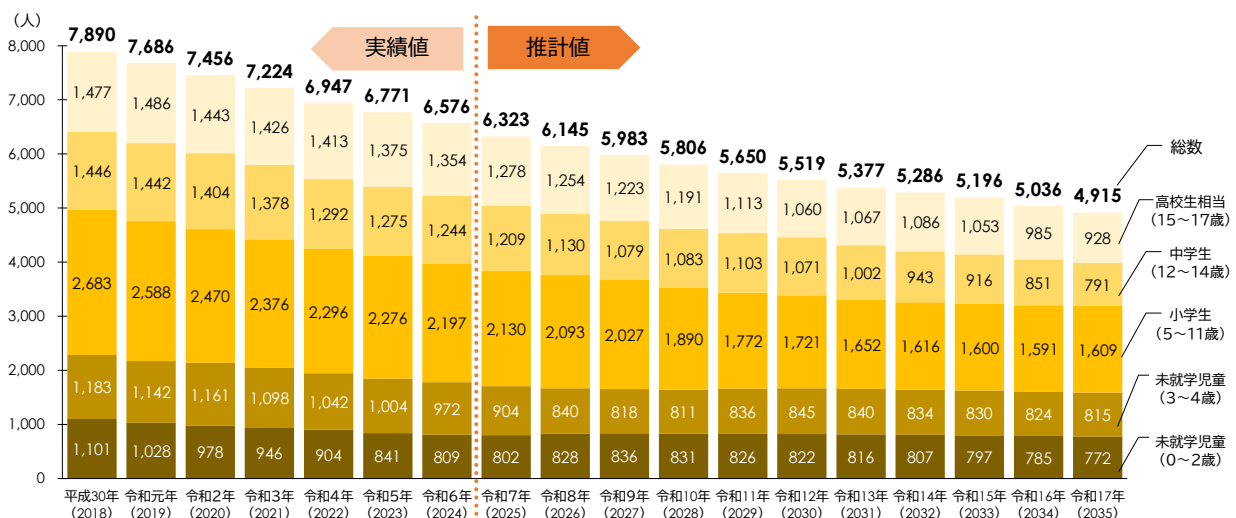
こどもが輝く未来を家族と地域とともに育む
みんなが優しいまちづくり

本市の子どもの将来人口推計

市の総人口は、ゆるやかな減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の52,101人から令和6（2024）年では約1割減少して47,275人となっています。

また、コーホート変化率法による将来人口推計では、令和7（2025）年から令和6年の0～17歳の子どもの数は6,323人で、本計画の満了期にあたる令和11（2029）年には5,650人となる予測です。

0～17歳の年齢区分別の将来人口推計 ▶▶▶



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在
令和7(2025)年以降の値はコーホート変化率法による推計

計画の基本目標、施策、主な取組

ライフステージごとの支援の展開

基本目標

1 誕生前から幼児期までの支援

妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの母親と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療をはじめとする各種支援を充実します。

また、幼児教育・保育がすべての子どもに十分にいきわたるよう、質の提供に努めます。

施策内容	主な取組
1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療	①妊婦委託健康診査／②産婦委託健康診査 ③乳幼児健康診査事業 (1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)
2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実	①ハローベビー教室(両親教室) ②産後ケア事業／③子育て支援センター(子育て広場)
3 幼児教育・保育の質の向上	①休日保育事業／②障がい児保育事業
4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	①早期発見・早期対応の強化 ②連携した支援体制の強化

基本目標

2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、さらに18歳までの子どもが、心身ともに健全に育つよう、子どもが過ごす主要な場となる学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全・安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

施策内容	主な取組
1 学童期・思春期の保健対策	①学校健診／②思春期の健康教育／③食育講座
2 生きる力を育む教育の充実	①ICT教育／②外国語指導助手(ALT)の活用 ③学校運営協議会の推進／④姉妹・友好都市との交流 ⑤学校における男女共同参画教育の推進
3 多様な体験の充実	①農業体験学習／②学校アクティビティ事業の実施 ③学校芸術鑑賞事業の実施／④自主文化事業の実施
4 子どもの交流の場・居場所の充実	①四季の広場遊具設置事業／②スポーツ少年団事業

基本目標

3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

子ども自身が抱える悩みや不安への心身のケアに対する適切なサポート、環境整備を充実していきます。また、関係施設・機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローやサポートから着実な支援へつなげられるよう、“人対人”としての配慮のある対応ができる体制づくりを目指します。貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないことなどがないう、保育所（園）等、学校、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各種連携による対応ができる体制づくりを推進します。

施策内容	主な取組
1 子どもの貧困の解消に向けた対策の充実	①生活困窮者の子どもに対する学習支援事業 ②自立相談支援事業
2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実	①要保護児童対策地域協議会の充実 ②児童虐待防止法の周知
3 障がい児施策の充実	①障がい児教育の充実 ②LD、ADHD 自閉症等への対応
4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援	①思春期相談／②教育支援センター ③スクール・カウンセラー
5 権利に関する普及啓発	①人権教育／②人権啓発活動の実施

基本目標

4 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心に余裕がなくなっている父親や母親をはじめとする子育て当事者が、これからも安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を図ります。

施策内容	主な取組
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①乳児から高校3年生（相当）までの医療費助成(無償化) ②妊産婦への医療費助成／③出産祝金の支給
2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実	①子育て広場／②子育て支援サービスの情報提供・周知 ③養育支援訪問指導事業の推進
3 家庭教育及び地域コミュニティカの向上	①園庭開放／②子どもゆめ基金事業の周知 ③家庭教育学級の推進／④教育相談
4 ひとり親家庭への支援の推進	①ひとり親家庭への医療費助成／②児童扶養手当の支給
5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備	①出産、子育て後の再就職の支援 ②親が参加しやすい学校行事の推進

5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

子どもが様々な体験を通じて成長していけるよう、公共の場を通じて活躍の機会づくりを推進し、若者たちが積極的に社会に関わり交流を育める機会づくりに取り組み、子ども、若者、子育て世代にやさしい社会づくりを目指します。

施策内容	主な取組
1 子どもの安全の確保	①交通安全施設の設置／②防犯灯の設置 ③登下校時の見守り活動／④社会を明るくする運動
2 子育てを支援する生活環境の整備	①子どもの遊び場の管理体制の強化 ②小児救急医療体制の充実

教育・保育事業に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し小美玉市全域を提供区域とします。

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み」を定めました。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の方策を設定します。

認定区分 ▶▶▶

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定		保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園（保育所（園）部分）
3号認定	0～2歳		保育所（園）、認定こども園（保育所（園）部分）、特定地域型保育事業

教育・保育施設の量の見込みと確保の方策 ▶▶▶

認定区分		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号認定	量の見込み	182人	156人	141人	129人	124人
	確保の方策	405人	405人	405人	405人	405人
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	645人	617人	619人	632人	672人
	確保の方策	708人	708人	708人	708人	708人
3号認定 (0歳)	量の見込み	99人	102人	105人	107人	110人
	確保の方策	109人	109人	109人	109人	110人
3号認定 (1歳)	量の見込み	169人	191人	187人	191人	196人
	確保の方策	192人	192人	192人	192人	196人
3号認定 (2歳)	量の見込み	193人	211人	226人	222人	237人
	確保の方策	215人	215人	226人	222人	237人

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）のみ小学校区とし、その他の事業はすべて小美玉市全域を提供区域とします。

また、国の基本指針等を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めました。また、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策 ▶▶▶

事業		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	840 人回	840 人回	840 人回	840 人回	840 人回
	確保方策	840 人回	840 人回	840 人回	840 人回	840 人回
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回
	確保方策	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回	12,000 人回
妊婦健康診査	量の見込み	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回
	確保方策	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回	400 人回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	274 人	274 人	272 人	270 人	268 人
養育支援訪問事業	量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	確保方策	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
要保護児童等に対する支援に 資する事業	量の見込み	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	確保方策	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。今後の需要や財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討します。					
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後の需要や財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討します。					
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。今後の需要や財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討します。					
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	量の見込み	55 人日	55 人日	55 人日	55 人日	55 人日
	確保方策	55 人日	55 人日	55 人日	55 人日	55 人日
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後の需要や財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討します。					
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	390 人日	377 人日	378 人日	382 人日	398 人日
	確保方策	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日

事業		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	2,836 人日	2,870 人日	2,904 人日	2,938 人日	2,973 人日
	確保方策	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
延長保育事業 (時間外保育事業)	量の見込み	485 人	509 人	541 人	576 人	624 人
	確保方策	485 人	509 人	541 人	576 人	624 人
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業	量の見込み	773 人日	785 人日	812 人日	839 人日	887 人日
	確保方策	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日	900 人日
放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成)事業(合計)	量の見込み	725 人	731 人	737 人	743 人	749 人
1年生	量の見込み	181 人	182 人	183 人	184 人	185 人
2年生	量の見込み	166 人	167 人	168 人	169 人	170 人
3年生	量の見込み	178 人	179 人	180 人	181 人	182 人
4年生	量の見込み	110 人	111 人	112 人	113 人	114 人
5年生	量の見込み	62 人	63 人	64 人	65 人	66 人
6年生	量の見込み	28 人	29 人	30 人	31 人	32 人
	確保方策	725 人	731 人	737 人	743 人	749 人
産後ケア事業	量の見込み	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	確保方策	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	0 人	20 人	20 人	19 人	17 人
	確保方策	0 人	20 人	20 人	19 人	17 人
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	教育・保育施設が上乘せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。財源の確保等を踏まえて、事業の実施を検討します。					
多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	待機児童解消加速化プランによる保育の受皿の拡大等を目的とした、保育所(園)、小規模保育などの設置を促進していく事業です。地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を検討していきます。					

計画の推進

(1) 計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組むとともに、「小美玉市子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。

(2) 計画の管理

計画の進捗状況について、「小美玉市子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう意見の収集に努め、循環型のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)による本計画の評価、改善を継続的に進めます。

第3期 小美玉市子ども・子育て支援事業計画(案) 【概要版】

発行：小美玉市 編集：小美玉市 福祉部 こども課
〒311-3495 小美玉市上玉里1122番地 TEL：0299-48-1111 (代表)
URL：http://www.city.omitama.lg.jp